

改正

平成31年3月14日教委規則第2号

令和4年9月21日教委規則第5号

池田町創造館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田町創造館条例（令和4年池田町条例第16号。）第14条の規定により、池田町創造館（以下「創造館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の届出)

第2条 創造館を使用する者は、創造館使用許可申請書（様式第1号）を創造館管理者（以下「館長」という。）又は指定管理者に提出し許可を受けなければならない。

(使用許可書の交付)

第3条 館長又は指定管理者は前条の許可をしたときは、創造館使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第4条 使用者は、創造館の使用に際しては、館長又は指定管理者の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 創造館の施設、設備、備品等をき損しないこと。
- (2) 火気には特別に注意し、喫煙は所定の場所ですること。
- (3) 節電に心がけること。
- (4) 館内を汚さないこと。
- (5) 他の使用者の妨害又は迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 館長又は指定管理者の許可を受けないで物品等を販売しないこと。
- (7) 使用後は設備及び器具等を現状に復し清掃のうえ、館長又は指定管理者の査収を受けること。

(き損または滅失の届出)

第5条 使用者は施設及び物品等をき損または滅失したときは、遅滞なくその旨を館長又は指定管理者に届け出てその指示に従わなければならない。

(委任等)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月14日教委規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月21日教委規則第5号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

台帳記入	利用者区分	使用料	その他
	町内・町外 営利・減免	円	

年 月 日

(宛先)池田町教育委員会

(申請者)

住 所

団 体 名

氏 名

電話番号

創造館使用許可申請書

次のとおり創造館の使用を申請します。

記

1. 使用日時 年 月 日 () 午前・午後 時 分から
月 日 () 午前・午後 時 分まで

2. 使用目的 _____

3. 使用施設等

施 設	全 館	多目的ホール	ロビー	教室(1	2	3	4	5	6)
設 備 ・ 備 品	可 動 席 音響設備 舞台照明 映像設備 調理器具								
	グランドピアノ 冷暖房設備 ガ ス カセットコンロ								
	その他() 机 個 イス 脚								
	ピンスポ ステージ用看板								
	立看板 大 小								

4. 入場人員 (見込み) _____ 名

創造館使用許可書

様

上記のとおり申請のあった創造館の使用を許可します。

年 月 日

池田町教育委員会

◎注意事項

- 1 使用者は創造館の施設又は設備を汚損、き損若しくは亡失したときは速やかに館長又は指定管理者に申し出ること。
- 2 使用後は必ず後片付け、掃除をしておくこと。